

会計不正の抑制と倫理 —道徳性発達理論に基づく合理的意思決定モデルによる分析—

原 田 保 秀・矢 部 孝太郎

本稿では、倫理・道徳に反する行動に関する個人の合理的意思決定モデルを道徳性発達理論に基づいて構築し、そのモデルのインプリケーションに基づき、会計不正の抑制について考察する。この非倫理的な意思決定問題に対する道徳性発達理論に基づく合理的意思決定モデルは、道徳性発達理論に基づく倫理の枠組みにおいて、個人の倫理観を高めることによって、どのようにして、非倫理的行為の発生が抑制されるのかということのメカニズムを説明するモデルである。本稿では、このモデルを使って、会計不正の発生の抑制（防止・抑止）のために、倫理が果たす役割を示し、会計教育や会計実務における倫理教育の重要性を明らかにすることを目的としている。

キーワード：会計不正、道徳性発達理論、合理的意思決定モデル、倫理・道徳、会計倫理、倫理教育

1 イン트로ダクション

会計不正を犯そうとする者に、次の3つの要因が揃っている場合に、不正が実際に発生する可能性が高まるといわれている。3つの要因とは、不正を実際に行う心理的なきっかけ（動機・プレッシャー）、不正を行おうとすれば可能な環境の存在（機会）、不正を思いとどまらせる倫理観・遵法精神の欠如（姿勢・正当化）である。不正を行う機会をできるだけ少なくするために制度化されたのが内部統制監査やそれに伴う企業の内部統制の確立であるが、内部統制監査導入後も会計不正は生じており、その効果に限界があるのは周知のことであり、制度上もその限界について述べられている¹⁾。

したがって、会計不正を抑制するためには、他の2つのリスク要因（動機・プレッシャーおよび姿勢・正当化）を低減することが求められことになる。動機・プレッシャーおよび姿勢・正当化は、不正を犯そうとする者の内面の問題である。すなわち倫理・道徳の問題であり、いかにして企業や会計事務所に所属する人々の倫理・道徳観を高揚するかが問われているわけである。

企業や会計事務所に所属する人々の倫理・道徳観をいかにして高揚するかは、会計倫理研究では古くから中心的テーマとして取り扱われている問題である。会計倫理の先行研究では、倫理・道徳観の高揚のために、これまで倫理教育の意義・目的・教育方法等が議論されているし、会計に携わる人々の倫理・道徳観がどの程度のものであるのかを計る実証的な研究もなされて

いる。その際に、倫理・道徳観とはいかなるものかということについて、会計倫理研究の世界では、コールバーグによる道徳性発達理論を基礎とする研究が数多くなされている。

そこで、本稿では、倫理・道徳に反する行動に関する個人の意思決定モデルを道徳性発達理論に基づいて構築し、その意思決定モデルのインプリケーションに基づき、会計不正の抑制について考察する。

2節では、モデルの前提としての倫理学的基礎として、道徳性発達理論とそれにまつわる社会規範等の概念を説明する。3節では、道徳性発達理論に基づく個人の合理的意思決定モデルを構築し、モデルからインプリケーションを導出する。その上で、4節において、モデルのインプリケーションを用いながら、会計不正の抑制と倫理の関係について考察し、会計における倫理の意義や倫理教育の重要性を明らかにする。

2 モデルの基礎概念

2節では、個人の倫理を考慮した合理的意思決定モデルを構築するにあたり、前提となるいくつかの概念について説明を加えたい。

個人の倫理的な意思決定に大きく影響を与えるものが、慣習、倫理（道徳）、法などの社会規範である。社会あるいは社会内部の部分集団が自らの秩序を維持するために、構成単位である集団や個人の行動に対して逸脱を抑制し、社会的期待に同調するように強制を加える過程を社会統制という。社会統制の状況下で、成員の行動が同調を要求されている一定の標準または当為命題が社会規範となる。

社会規範のうち慣習は、生活上の必要に基づき反復して行われる行動のなかから自然に沈殿してくる共通の行動様式で、長期にわたって持続的に存続し、成員に遵守されるものをいう。慣習の中には、長期にわたって形成され、維持、遵守されるなかで、それへの違反ないしは遵守が、比較的強いサンクションを招くというものが出てくる。この比較的強いサンクションが、倫理の特徴である。倫理に伴うサンクションは、一般に行為者の人格の評価までおよび非難、あざけり、軽蔑、絶交までを含む広範な反応を引き起こすことになる³⁾。

これに対して、法は、国・自治体などの正統的な権力によって定められ、全成員に対して普遍的に適用されるものとして明文化される。そして、そのサンクションも法によって定められた特定の行為に対し、限定的かつ強制的に科されるということが特徴である。その意味で法は権力による強制が強いられる他律的な規範である。これに対して、倫理には法ほどの強制力はなく、倫理は、個々人が自主的に遵守することが期待されるものである⁴⁾。

さて、社会規範は、成員の行動に同調を要求する一定の標準と示したが、同調とは、集団からの期待や圧力の結果として、意見、信念、行動等がその集団のもつ規範の方向に一致していくことをいう。同調には、内心からの真の受容の結果として起こる変化による場合（私的受容）と、表面だけの变化で、結果として集団の方向と同一になったと見える場合（追従、応諾）があるが、倫理は、基本的に個人の内面にある社会規範であるから、私的受容と深く関連するものといえる。また、同調行動の動機付けも多様であり、大別すると、①規範自体が行為者によって正当な、あるいは望ましい価値をもったものと見なされ、多少とも自発的な同調が動機付け

られる場合、②規範の遵守が何らかの利益をもたらすという判断から、いわば手段的に同調がなされる場合、③周囲からの孤立を恐れ、あるいは共同歩調をとることの心理的満足から同調が試みられる場合、④もっぱらサンクションを恐れ、これを回避するために同調が行われる場合である。もちろんこれらの境界上に多くの規範同調行動がある⁵⁾。

同調との対比・対立概念が逸脱である。逸脱は、非倫理的な意思決定と深く関連する概念であるが、定義としては3つの代表的な立場がある。第1の立場は、人々や社会にとって何らかの望ましくないあるいは有害な結果を伴うと想定される病理的な特性を有する行為・行為者・状況を逸脱とみなすというものである。この立場では、逸脱＝有害なマイナス特性＝病理＝矯正の対象ということが仮定されている。第2の立場は、行為の属性よりも、それぞれの社会や集団で通用している規範・規則を基準にして、そこから外れたり、無視したりする行為が逸脱とされるものである。つまり行為が有害あるいは危険というよりも、それが規範・規則に適っているか否かが重要となる。この場合、規範・規則は社会、集団、時代によって当然異なり、変化してくるので逸脱の定義は相対的なものとなる。第3の立場は、誰かが特定の行為を逸脱と見なし、ある人を逸脱者と判断し、社会がその認定を受け入れたときに逸脱となるというものである。行為者が競ったり、争ったり、交渉したり、強制したりという相互作用をする過程で逸脱が生まれるということを強調する立場である⁶⁾。

同調行動や逸脱行動は、個人の道徳性および道徳的判断の構造と密接に関係するものである。道徳性とは、倫理・道徳を担う能力のことであるが、道徳性には外的道徳性（慣習的道徳性）と内的道徳性（原理的道徳性）の2つの視点がある。外的道徳性とは、自分の外にすでに存在する慣習・社会規範としての倫理に従い、それを遂行していく能力である。外的道徳性における道徳性の獲得とは、社会性の獲得、社会適応の意味である。これに対して、内的道徳性とは、普遍妥当的な原理としての倫理すなわち自己の良心に基づいて、よりよい生き方を追求していく能力であり、外的道徳性を内面から支える能力である。道徳性は、外的道徳性から内的道徳性へ発達するとされており、それは他律的道徳性から自律的道徳性への発達ともいえる⁷⁾。この点を理論的に明らかにしたのがコールバーグによる道徳性発達理論である。道徳性発達理論は、倫理的行為の背後に潜む道徳的判断の構造を明らかにしたものであり、同調行動や逸脱行動に至る動機付けの洞察ともいえる。

道徳性発達理論の特徴は、行為の背後にある考え方つまり道徳性判断の構造に注目した点にある。同じ行為でも、その行為を選択する理由付けは質的に異なる。コールバーグは世界各地での実証研究を通じて、3レベル（慣習以前レベル、慣習的レベル、慣習以後レベル）と6ステージの道徳性発達段階を提唱するに至った。道徳性はこれらの6ステージを低いステージから高いステージへと連続的に上昇する形で発達するとされ、上位のステージは下位のステージを包摂するとされる。また、道徳性の発達を促す基本的条件は、役割取得の機会と道徳的価値観の認知的葛藤の経験であるとされる。役割取得の機会とは、他者の立場にたって状況を判断し、推測する機会を持つことである。認知的葛藤は、Aの視点をとるような道徳性を持つ者に対して、Aと対立し同等の重みを持つBという視点があることを示すと生じる。このジレンマを解決するためには、AとBを共に含むような新たな視点をとることが必要であり、こうした

認知的葛藤の経験が、個人の道徳性発達を促す直接的な要因となる⁸⁾。

ステージ1は罰と服従への志向である。このステージでは行為の判断基準は罰の有無によって善悪を決定する。処罰されれば悪い行為であり、処罰されなければ問題ないと考え、なぜ罰が与えられるのかという意味を考えずに罰の回避と権威者に無条件に服従するのが良いとする志向である。つまり、何らかの社会的制裁や法的刑罰によるサンクションを回避することが行為の判断基準となり、そのサンクションが厳しいものであればあるほど、不適切行為を回避し、社会規範に同調するインセンティブが働くと考えられる。なお、ここで不適切行為とは、倫理に反する行為（比較的軽い倫理違反行為から違法行為、犯罪行為までを含む）を意味している。

ステージ2は道具的相対的功利的志向である。このステージでの正しい行為は、自分の欲求、場合によっては他者の欲求を道具的に満たす行為である。人間関係は市場取引と同じギブ&テイクの関係として捉えられ、自分の利益や欲求に合致する行動をすることが正しいとされる。つまり、本人が不適切な行為をすることで、社会的制裁や法的刑罰によるサンクションを受ける場合に、それが自分自身にとって不利益・損になる場合には、それを回避するために社会規範に同調するであろうし、不利益や損にならないならば、社会規範から逸脱し、そのサンクションを受容するというインセンティブが働くと考えられる。

ステージ3は、対人的同調・よい子志向である。このステージでは身近な他者から期待されることをすることが良い行為とされる。ステレオタイプの良いイメージに同調し、他者を助けたり、よろこばせたりすることを志向する。つまり、行為について自分にとっての意味だけでなく他者が自分をどう考えるかという視点があることになり、道徳的価値が相互作用的なものとなる。したがって、本人の不適切行為により、外部から、本人の関係者（家族や周りの人々）が受ける迷惑等を考慮するようになり、それを回避するために社会規範に同調するインセンティブが働くと考えられる。

ステージ4は、法と秩序への志向である。社会組織を維持することが正しいことで、義務を果たし、権威への尊敬を示し、既成の秩序を維持することを志向する。このステージでは、他者との直接的関係から一歩進んで、集団や社会の一員として自分が他者との間接的な関係を持つことを自覚し、社会システムとの関係において道徳的価値を捉えるようになる。また、法などの規則を固定的なものと捉えている。したがって、本人の不適切行為により、社会のルールを破ってしまうことを回避するために社会規範に同調するインセンティブが働くと考えられる。

ステージ1からステージ4は、外的道徳性すなわち他律的道徳性の発達過程を示しているが、ステージ5およびステージ6では現実の社会や規範を超えて、妥当性と普遍性をもつ原則を志向し、自己の原則を維持することに道徳的価値をおく内的道徳性すなわち自律的道徳性の発達過程を示すものとなる。これらの段階では、社会規範に単に従うのではなく、その背後にある原則に従うので、その原則に反する規範には服従しないという考え方が可能になる。

ステージ5は、社会契約的遵法の志向である。このステージは、一般的な個人の権利と幸福を守るために社会全体によって吟味され一致したものとしての規準に従うことが正しいことである。個人や集団によって価値は相対的であることに気付いていて、コンセンサスに達するた

めの手続きを強調し、社会契約や全体の効用を志向するという意味で功利主義的な色調を持ち、合法的・民主的に同意されたことを除いて、その他の正邪は個人的な問題とする。したがって、本人の不適切行為により、社会全体の利益が損なわれないしは、社会全体の利益が最大化できないことを回避するために合法的・民主的に同意された社会規範に同調するインセンティブが働くと考えられる。

ステージ6は、普遍的倫理原則志向である。このステージでは、自ら選択した倫理原則に従うことが正しいとされる。この倫理原則は普遍的な公正さの原則で、人間の権利の平等性、個々の人格としての人間存在の尊厳を尊重するというもので、可逆性、普遍化可能性、指図性を持つ抽象的な原則である。自ら選択した倫理原則に従うことが正しいとされるので、本人の不適切行為により、普遍的、根本的・根源的な倫理原則に従った行動ができないことを嫌い、法やその他の規範が、自らの倫理原則に反しない限り、それらのルールに同調するというインセンティブが働くことになる。なお、ステージ6は理念的な終着点であり、このステージの者はまれであり、少数の裁判官や道徳哲学者に見いだされるに過ぎないとされている。

図表1は、上記の内容を踏まえて、道徳性発達段階の各ステージとそれに対応する道徳性の内容、倫理的判断をしない場合の本人の不効用の原因、その具体例、不効用の原因の源泉（原因が外部にあるか本人の内面にあるか、あるいはその両方か）を整理したものである。

3 モデル

3節では、道徳性発達理論に基づいて、倫理に反する行為に関する意思決定問題に直面した個人の合理的意思決定モデルを構築する。これは、倫理の要素が個人の意思決定に及ぼす影響を考察することを1つの目的とする。

[意思決定問題、選択肢と効用、不効用、純効用]

ある個人が、倫理に反するある行為を念頭において、その行為を、行うか、行わないか、について意思決定する場面を考える。この個人は、倫理に反するある行為を、行うか、行わないか、という意思決定問題に直面している。以下では、この問題を、意思決定問題（M）と記すこととする。

意思決定問題（M）において、ある個人にとっては、倫理に反するある行為をすることによって、効用 U がもたらされるものとする。この効用 U の大きさは、個人個人の選好、好み、趣向等によって、異なりうるものである。反対に、倫理に反するある行為をすることによって、例えば、周囲・世間・社会からの非難や、民事責任、刑事責任、法に基づくもの以外の様々な社会的制裁などを受ける可能性があり、それらを受けた場合は、不効用 L がもたらされる。

意思決定問題（M）に直面した個人は、その行為を行う場合の効用・不効用を考え、また、行わない場合の効用・不効用を考えて、どちらの選択肢を選択するかを考える。本稿では、ある一定の価値体系をもったある個人が、自己の選択の結果がもたらす効用・不効用を評価し、効用 U から不効用 L を差し引いた純効用 NU の大きさを意思決定の尺度とするものとして、意思決定モデルを構築することとする。

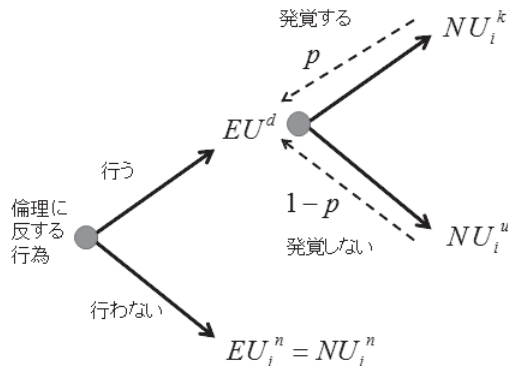
図表 1：道徳性発達理論における道徳性ステージと合理的意思決定モデルの構成要素

道徳性発達段階	道徳性の内容の例示	本人の不効用の原因	不効用の原因の具体例
ステージ 1： 罰と服従への 志向	外部から本人に与えられる罰を回避したい。	本人の不適切行為により、外部から、本人が受ける罰。 (本人の外部から与えられる。)	不適切行為を行ったことが他者・社会に発覚した場合の、刑事罰、民事責任、周囲・世間・社会からの非難、会社・所属組織による処分。その他。
ステージ 2： 道具的相対的 功利的志向	自己の不利益・損になることを回避したい。	本人の不適切行為により、罰ではないが、損になること。 本人の名声、評判、評価、人望、信頼、経歴に傷がつくこと・汚すこと。 (本人の外部と本人の内面から与えられる。)	不適切行為を行ったことを他者に認知されたことにより、本人の名声、評判、評価、人望、信頼、経歴に傷がつくこと・汚すこと、対外的な名誉に傷がつくこと、本人の自尊心(プライド)を傷つけること。恥をかくこと。その他。
ステージ 3： 対人的同調・ よい子志向	外部から本人以外の対象(家族、親族、同僚、会社など)に与えられる批判等による、その本人以外の迷惑を回避したい。 家族、周りの人の期待に応えたい。	本人の不適切行為により、外部から、本人の関係者が受ける迷惑。 家族、周りの人の失望。 (思慮する他者の外部かつ本人の内面から与えられる。)	不適切行為を行ったことが社会に広く発覚した場合に、利害を同一にする親族等が被る迷惑への思慮、周囲の友人知人等が被る迷惑等への思慮。他者に失望されること。その他。
ステージ 4： 法と秩序への 志向	「社会のルール」を守って行動したい。	本人の不適切行為により、「社会のルール」を破ってしまうこと。(本人の内面から与えられる。)	不適切行為を行ったときに、「社会のルール(法律、法、常識的モラル、信仰する宗教の教え・戒律など)」を破ってしまうことへの後悔、良心の呵責、正義感、自尊心(プライド)、信念の毀損、恥。その他。
ステージ 5： 社会契約的遵 法的志向	自己の考える倫理判断によって、社会全体の利益の最大化に沿うよう行動したい。	本人の不適切行為により、社会全体の利益を最大化しようとする倫理的な行動ができず、自己の倫理判断上の社会全体の利益が損なわれること。 (本人の内面から与えられる。)	不適切行為を行ったときに、社会全体の利益の最大化に資する倫理的な行動をとれなかったことへの後悔、良心の呵責、正義感、自尊心(プライド)、信念の毀損、恥。その他。
ステージ 6： 普遍的倫理原 則志向	公正、正義、善、人間の尊厳などの普遍的、根本的、根源的な倫理原則に従って、行動したい。	本人の不適切行為により、普遍的、根本的・根源的な倫理原則に従った行動ができないこと。 (本人の内面から与えられる。)	不適切行為を行ったときに、普遍的、根本的・根源的な倫理原則に従った行動ができなかったことへの後悔、良心の呵責、正義感、自尊心(プライド)、信念の毀損、恥。その他。

ここで、以下の議論の順序を説明する。意思決定問題（M）に対する合理的意思決定モデルを構築するために、倫理に反する行為を行う場合の純効用ないし期待効用と、倫理に反する行為を行わない場合の純効用ないし期待効用を明らかにする必要がある。はじめに、倫理に反する行為を行う場合の不効用とその原因について説明する。次に、倫理に反する行為を行い、それが発覚した場合の純効用と、発覚しなかった場合の純効用を説明し、それらによって倫理に反する行為を行う場合の期待効用を説明する。次に、倫理に反する行為を行わない場合の効用とその原因について説明する。次に、倫理に反する行為を行わない場合の純効用ないし期待効用を説明する。最終的には、意思決定問題（M）に直面した、ある個人は、2つの選択肢の期待効用の大小関係をもって、意思決定を行うものとする。

合理的意思決定モデルの全体像は図表2のようなものである。

図表2



[倫理に反する行為を行う場合に生じる不効用の原因]

倫理に反する行為を行う場合に生じる不効用 L について考える。本稿では、倫理に反する行為を行った場合に生じる不効用の原因を、道徳性発達理論を前提にして整理して、モデルの構成要素とする。

道徳性発達段階のステージ j の道徳性に関する内容の不効用の原因を s_j とする。道徳性ステージは、1 から 6 までであるため、各ステージに関する不効用の原因は s_1 、 s_2 、 s_3 、 s_4 、 s_5 、 s_6 となる。

ステージ 1 は罰と服従への志向であり、罪と罰の回避をしようとする道徳性の段階であるため、ステージ 1 に関する不効用の原因 s_1 は、例えば、倫理に反する行為を行ったことが他者・社会に発覚した場合の、刑事罰、民事責任、周囲・世間・社会からの非難、会社・所属組織による処分などである。

ステージ 2 は道具的相対的功利的志向であり、個人的利益を追求する道徳性の段階であるため、ステージ 2 に関する不効用の原因 s_2 は、例えば、倫理に反する行為を行ったことを他者に認知されたことにより、本人の名声、評判、評価、人望、信頼、経歴に傷がつくこと・汚す

こと、本人の自尊心（プライド）を傷つけることや恥をかくことなどである。

ステージ3は対人的同調・よい子志向であり、他者を思いやろうとする道德性の段階であるため、ステージ3に関係する不効用の原因 s_3 は、例えば、倫理に反する行為を行ったことが社会に広く発覚した場合に、利害を同一にする親族等が被る迷惑への思慮や周囲の友人知人等が被る迷惑等への思慮、他者に失望されることなどである。

ステージ4は法と秩序への志向であり、社会的秩序の維持を考える道德性の段階であるため、ステージ4に関係する不効用の原因 s_4 は、例えば、倫理に反する行為を行ったときに、「社会のルール（法律、法、常識的モラル、信仰する宗教の教え・戒律など）」を破ってしまうことの後悔、罪悪感、良心の呵責などである。

ステージ5は社会契約的遵法的志向であり、社会契約・社会利益を考える道德性の段階であるため、ステージ5に関係する不効用の原因 s_5 は、例えば、倫理に反する行為を行ったときに、社会全体の利益の最大化に資する倫理的な行動をとれなかったことへの後悔、罪悪感、良心の呵責などである。

ステージ6は普遍的倫理原則志向であり、普遍的倫理原則に従った行動を考える道德性の段階であるため、ステージ6に関係する不効用の原因 s_6 は、例えば、倫理に反する行為を行ったときに、普遍的、根本的・根源的な倫理原則に従った行動ができなかったことへの後悔、罪悪感、良心の呵責などである。

s_1 、 s_2 、 s_3 については、倫理に反する行為を行ったことが社会に発覚した場合に、社会から生じる種々の反応が、不効用の原因となるものである。 s_4 、 s_5 、 s_6 については、倫理に反する行為を行ったときに、社会に発覚する発覚しないを問わず、自己の内面から生じる、良心の呵責・倫理的道德的な後悔、罪悪感といった、ある個人にとっての内面的な不効用の原因である。

したがって、倫理に反する行為を行い、それが社会に発覚した場合は、 s_1 、 s_2 、 s_3 、 s_4 、 s_5 、 s_6 という不効用の原因が生じるが、倫理に反する行為を行い、それが社会に発覚しない場合は、 s_4 、 s_5 、 s_6 という不効用の原因が生じる一方、 s_1 、 s_2 、 s_3 という不効用の原因は生じない。このことをまとめたものが図表3である。

図表 3

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6
発覚する	s_1	s_2	s_3	s_4	s_5	s_6
発覚しない	0	0	0	s_4	s_5	s_6

[倫理に反する行為を行う場合の不効用関数]

上記の不効用の原因 s_j と、ある個人の不効用の関係を表す不効用関数は、 $L_j = L_j(s_j)$ である。道德性ステージは、1 から 6 までであるため、各ステージに関係する不効用関数は、 $L_1(s_1)$ 、 $L_2(s_2)$ 、 $L_3(s_3)$ 、 $L_4(s_4)$ 、 $L_5(s_5)$ 、 $L_6(s_6)$ となる。

ある個人にとっては、不効用の原因の内容とその大小の大きさによって、不効用の大きさが

決まるものとするものとし、道徳性の各ステージに關係する不効用の原因に応じて、各ステージに關係するある個人の不効用が決まるものとする（不効用の総合計については、純効用の計算の説明の中で説明される。）。不効用関数の形状に關する設定は次の通りである。

$$L_j(0)=0, L_j(s_j) \geq 0, \frac{dL_j(s_j)}{ds_j} \geq 0$$

すなわち、不効用の原因が無いならば（0であれば）不効用は0であり、不効用関数によって与えられる不効用の大きさは0以上であり、不効用の原因の大きさが大きくなると、不効用は単調に大きくなると設定して議論を行うこととする。なお、ある1種類の不効用の原因をとったとき、なんらかの評価によって、その不効用の原因の大きさについて、大小關係の比較が可能であること想定している。

$L_1(s_1)$ 、 $L_2(s_2)$ 、 $L_3(s_3)$ については、倫理に反する行為を行ったことが社会に発覚した場合に、社会から生じる種々の反応が、不効用の原因となり、それによって生じる不効用である。

$L_4(s_4)$ 、 $L_5(s_5)$ 、 $L_6(s_6)$ については、倫理に反する行為を行ったときに、社会に発覚する発覚しないを問わず、自己の内面から生じる、良心の呵責・倫理的・道徳的な後悔、罪悪感が不効用の原因となり、それによって生じる不効用である⁹⁾。

したがって、倫理に反する行為を行い、それが社会に発覚した場合は、 $L_1(s_1)$ 、 $L_2(s_2)$ 、 $L_3(s_3)$ 、 $L_4(s_4)$ 、 $L_5(s_5)$ 、 $L_6(s_6)$ という不効用が生じるが、倫理に反する行為を行い、それが社会に発覚しない場合は、 $L_4(s_4)$ 、 $L_5(s_5)$ 、 $L_6(s_6)$ という不効用が生じる一方、 $L_1(s_1)$ 、 $L_2(s_2)$ 、 $L_3(s_3)$ という不効用は生じない。このことをまとめたものが図表4である。

図表 4

	ステージ 1	ステージ 2	ステージ 3	ステージ 4	ステージ 5	ステージ 6
発覚する	$L_1(s_1)$	$L_2(s_2)$	$L_3(s_3)$	$L_4(s_4)$	$L_5(s_5)$	$L_6(s_6)$
発覚しない	$L_1(0)=0$	$L_2(0)=0$	$L_3(0)=0$	$L_4(s_4)$	$L_5(s_5)$	$L_6(s_6)$

[倫理に反する行為をした後に、社会的に発覚した場合の純効用]

道徳性発達理論において、あるステージの道徳性発達段階にある個人については、そのときに達しているステージの道徳性を備えていると同時にそれ以下の下位のステージの道徳性も備えている一方、それより上位のステージの道徳性は備えていないものとされている。

このコンセプトを合理的意思決定モデルに反映させるために、本稿では、あるステージの道徳性発達段階にある個人について、到達している道徳性のステージも含めてそれ以下のステージに關係する不効用の原因については、不効用を感じるが、到達している道徳性のステージよりも上位のステージに關係する不効用の原因については、不効用を感じないものとする。

このような構造を考慮して、ステージiの道徳性発達段階にある個人が、倫理に反するある行為をして、その行為によって効用Uを感じるものとし、その行為が社会的に発覚した場合の純効用（効用の合計－不効用の合計） NU^i を記号で表すと次のようになる。

$$NU_i^k = U - w_{i1}L_1(s_1) - w_{i2}L_2(s_2) - w_{i3}L_3(s_3) - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)$$

ここで、各不効用関数にかかっている係数 w_{ij} は、道徳性発達理論の内容を表現するためのものであり、

$$W = \begin{pmatrix} w_{11} & w_{12} & w_{13} & w_{14} & w_{15} & w_{16} \\ w_{21} & w_{22} & w_{23} & w_{24} & w_{25} & w_{26} \\ w_{31} & w_{32} & w_{33} & w_{34} & w_{35} & w_{36} \\ w_{41} & w_{42} & w_{43} & w_{44} & w_{45} & w_{46} \\ w_{51} & w_{52} & w_{53} & w_{54} & w_{55} & w_{56} \\ w_{61} & w_{62} & w_{63} & w_{64} & w_{65} & w_{66} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} w_{11} & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ w_{21} & w_{22} & 0 & 0 & 0 & 0 \\ w_{31} & w_{32} & w_{33} & 0 & 0 & 0 \\ w_{41} & w_{42} & w_{43} & w_{44} & 0 & 0 \\ w_{51} & w_{52} & w_{53} & w_{54} & w_{55} & 0 \\ w_{61} & w_{62} & w_{63} & w_{64} & w_{65} & w_{66} \end{pmatrix}$$

$w_{ij} \geq 0$ および、 $w_{ij} = 0$, ($i < j$) すなわち $w_{1j} = 0$, ($j = 2, 3, 4, 5, 6$)、 $w_{2j} = 0$, ($j = 3, 4, 5, 6$)、 $w_{3j} = 0$, ($j = 4, 5, 6$) $w_{4j} = 0$, ($j = 5, 6$)、 $w_{5j} = 0$, ($j = 6$) とする。本稿のモデルにおいては、不効用関数 $L_i(s_i)$ に係数 w_{ij} を掛けた項も不効用関数あるいは不効用と呼ぶことにする。

この純効用の関数と行列 W の構造は、道徳性発達段階のステージが上昇すると、それまでは感じていなかった、より上位の道徳性に関係する不効用の原因について不効用を感じるようになるというコンセプトを表すものである。例えば、ステージ 3 にある個人は、倫理に反する行為を行い、それが社会に発覚したとき、ステージ 1、2、3 の道徳性に関係する不効用の原因について不効用を感じるが、ステージ 4、5、6 の道徳性に関係する不効用の原因については不効用を感じない。この個人がステージ 4 の道徳性発達段階に到達した場合は、ステージ 1、2、3 に加えて、ステージ 4 の道徳性に関係する不効用の原因についても不効用を感じるようになり、ステージ 5、6 の道徳性に関係する不効用の原因については不効用を依然感じないという状態になるという不効用の構造となっている。これは、人間は、道徳性の発達段階が上昇すると、ステージ 1 から新しく到達したステージまでのすべての道徳性を兼ね備える形で道徳性が発達していくという道徳性発達理論の考えを反映するものである。

また、道徳性発達理論の考え方にに基づき、次の内容を想定することとする¹⁰⁾。

$$w_{1j} \leq w_{2j} \leq w_{3j} \leq w_{4j} \leq w_{5j} \leq w_{6j}$$

すなわち、個人にとって、その個人の道徳性発達段階（ステージ） i が高くなるほど、ある特定のステージ j の道徳性に関係する不効用が、大きくなるように、係数 w_{ij} の構造 W は与えられるものとする。この構造は、個人の道徳性ステージが高いほど、同じ大きさの不効用の原因であっても、より不効用を大きく感じるようになることを意味している。ステージ 1 の道徳性を例にとって説明すれば、同じ大きさの不効用の原因（同じ大きさの罰）を前提にしたとき、罰を回避しようとする道徳性に関係する不効用は、その個人の道徳性発達段階が高くなるほど大きくなるということを意味している。

以上のように、倫理に反するある行為をすることによって得られる効用 U から、倫理に反するある行為をすることによって生じる、道徳性の各ステージに関係する不効用 L_j の係数 w_{ij} を加味した総合計が控除されて、倫理に反するある行為をし、かつ、その行為が社会的に発覚した場合の純効用が計算されることになる。

[倫理に反する行為をした後に、社会的に発覚しなかった場合の純効用]

上記と同じ個人が、倫理に反するある行為をして、その行為が社会的に発覚しなかった場合の純効用（効用の合計－不効用の合計） NU_i'' を記号で表すと次のようになる。

$$NU_i'' = U - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)$$

上述の通り、 s_1 、 s_2 、 s_3 は、倫理に反するある行為を行ったときに、それが社会的に発覚した場合に、社会という個人の外部から反応が生じて、それが不効用の原因となるという性質のものである。一方、 s_4 、 s_5 、 s_6 は、倫理に反するある行為を行ったときに、それが社会的に発覚した場合であっても、社会的に発覚しない場合であっても、それぞれの道徳性発達段階にある個人の内面からくる倫理的後悔、罪悪感、良心の呵責である。したがって、倫理に反する行為をしたことが社会的に発覚しなかった場合、社会という個人の外部からの反応は生じないため、不効用の原因 s_1 、 s_2 、 s_3 は生じない（0となる）ことになる。一方、たとえ、社会的に発覚しなかった場合であっても、個人の内面から倫理的後悔、罪悪感、良心の呵責は生じ、不効用の原因 s_4 、 s_5 、 s_6 は生じることになる。そして、それが不効用を生じさせ、純効用の計算において、マイナス要因となることになる。

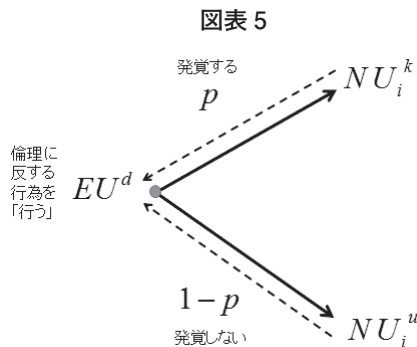
[倫理に反する行為を行うときの期待効用]

本稿では、議論の簡素化のために、ある個人が倫理に反するある行為をしたとき、その行為が社会的に発覚する場合と発覚しない場合の2つの場合しかない場合を考えることにし、ある個人が倫理に反するある行為をした場合、それが社会的に発覚する確率を p 、社会的に発覚しない確率を $1-p$ とする。

このような確率分布を前提にして、倫理に反するある行為をしたときに、その行為が社会的に発覚した場合の純効用 NU_i^k と社会的に発覚しなかった場合の純効用 NU_i'' の期待値をとり、ステージiの道徳性発達段階にある個人が、倫理に反するある行為を行う場合の期待効用 EU_i^d を記号で表すと次のようになる。

$$\begin{aligned} EU_i^d &= pNU_i^k + (1-p)NU_i'' \\ &= p(U - w_{i1}L_1(s_1) - w_{i2}L_2(s_2) - w_{i3}L_3(s_3) - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)) \\ &\quad + (1-p)(U - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)) \end{aligned} \quad (1)$$

期待効用の計算のイメージは図表5のようになる。



[倫理に反する行為を行わない場合に生じる効用の原因]

次に、ステージiの道徳性発達段階にある個人が、意思決定問題（M）に直面したときに、倫理に反するある行為を行わない場合の純効用と期待効用を考える。

倫理に反するある行為を行わないために、その行為による効用 U は0になる。また、倫理に反するある行為を行わないのであるから、社会という個人の外部から種々の社会的制裁を受けることもなく、不効用の原因 s_1 、 s_2 、 s_3 は生じない（0となる）。同じく、倫理に反するある行為を行わないのであるから、自己の内面から生じる倫理的後悔、良心の呵責が生じることもなく、不効用の原因 s_4 、 s_5 、 s_6 も生じない（0となる）。したがって、倫理に反するある行為を行わないときは、倫理に反するある行為を行うことに関する不効用 L は0になる。

倫理に反するある行為を行わない場合は、倫理を守ったことの価値や満足感に関する効用が得られる。 s_4 、 s_5 、 s_6 という記号で表されていた、自己の内面から生じる倫理的後悔、罪悪感、良心の呵責とそれに基づく不効用も0になるが、反対に、ステージ4、5、6の道徳性においては、倫理を守ったことの価値や満足感に関する効用が生じると考えられる。道徳性発達理論に基づき、ステージ4、5、6の道徳性に関しては、倫理を守ったことの価値や満足感に関する効用を考えなければならない。このような効用を与える内面的な原因を Z_j とし、それに基づく効用を V_j とする。

ステージ4は法と秩序への志向であり、社会的秩序の維持を考える道徳性の段階であるため、ステージ4の倫理を守ったことの価値 Z_4 の具体的な内容は、「社会のルール（法律、法、常識的モラル、信仰する宗教の教え・戒律など）」を守ったことの価値などである。

ステージ5は社会契約的遵法的志向であり、社会契約・社会利益を考える道徳性の段階であるため、ステージ5の倫理を守ったことの価値 Z_5 の具体的な内容は、社会全体の利益の最大化に資する倫理的な行動に合致した行動をとったことの価値などである。

ステージ6は普遍的倫理原則志向であり、普遍的倫理原則に従った行動を考える道徳性の段階であるため、ステージ6の倫理を守ったことの価値 Z_6 の具体的な内容は、普遍的、根本的・根源的な倫理原則に従った行動をとったことの価値などである。

これらの価値 Z_j による効用の効用関数の形状に関する設定は次の通りである。

$$V_j(0)=0, V_j(Z_j) \geq 0, \frac{dV_j(Z_j)}{dZ_j} \geq 0$$

道徳性発達理論に対応するように、ステージ4、5、6の3つのステージごとに、倫理を守ったことの効用が存在すると考えている。倫理を守ったことの効用関数は $V_4(Z_4)$ 、 $V_5(Z_5)$ 、 $V_6(Z_6)$ となる。

[倫理に反する行為を行わないときの純効用と期待効用]

また、道徳性発達理論に基づき、例えば、道徳性がステージ4の段階にある個人は、ステージ6の倫理を守った効用は感じないというようにモデルを設定する必要がある。このため、上述の不効用関数 $L_i(s_i)$ にかかる係数 w_{ij} と同様に、ここでの効用関数についても、次のような係数 ω_{ij} とその構造 Ω を設定する。

$$\Omega = \begin{pmatrix} \omega_{11} & \omega_{12} & \omega_{13} & \omega_{14} & \omega_{15} & \omega_{16} \\ \omega_{21} & \omega_{22} & \omega_{23} & \omega_{24} & \omega_{25} & \omega_{26} \\ \omega_{31} & \omega_{32} & \omega_{33} & \omega_{34} & \omega_{35} & \omega_{36} \\ \omega_{41} & \omega_{42} & \omega_{43} & \omega_{44} & \omega_{45} & \omega_{46} \\ \omega_{51} & \omega_{52} & \omega_{53} & \omega_{54} & \omega_{55} & \omega_{56} \\ \omega_{61} & \omega_{62} & \omega_{63} & \omega_{64} & \omega_{65} & \omega_{66} \end{pmatrix} = \begin{pmatrix} 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & 0 & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & \omega_{44} & 0 & 0 \\ 0 & 0 & 0 & \omega_{54} & \omega_{55} & 0 \\ 0 & 0 & 0 & \omega_{64} & \omega_{65} & \omega_{66} \end{pmatrix}$$

$\omega_{ij} \geq 0$ 、 $\omega_{1j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3, 4, 5, 6$)、 $\omega_{2j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3, 4, 5, 6$)、 $\omega_{3j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3, 4, 5, 6$)、 $\omega_{4j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3, 5, 6$)、 $\omega_{5j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3, 6$)、 $\omega_{6j} = 0$ 、($j = 1, 2, 3$)とする（この構造も、ある個人の道徳性の発達段階が上昇すると、ステージ1から新しく到達したステージまでのすべての道徳性を兼ね備える形で道徳性が発達していくという道徳性発達理論の考えを反映するものである。）。本稿のモデルにおいては、効用関数 $V_i(Z_i)$ に係数 ω_{ij} を掛けた項も効用関数あるいは効用と呼ぶことにする。

また、道徳性発達理論の考え方にに基づき、次の内容を想定することとする。

$$\omega_{4j} \leq \omega_{5j} \leq \omega_{6j}$$

すなわち、道徳性発達段階がステージ4以上である個人にとって、ステージ4以上のある特定のステージjの倫理を守った効用は、その個人の道徳性発達段階（ステージ）iが高くなるほど、大きくなるように、係数 ω_{ij} の構造は与えられるものとする。ステージ4の道徳性を例にとって説明すれば、「社会のルール（法律、法、常識的モラル、信仰する宗教の教え・戒律など）」を守ることの価値に基づく効用は、その価値が同じ大きさである場合でも、その個人の道徳性発達段階が高くなるほど、大きくなるということを意味している。

以上より、「その行為を行わない」場合の純効用 NU_i^n は、次のようになる。

$$NU_i^n = \omega_{i4} V_4(Z_4) + \omega_{i5} V_5(Z_5) + \omega_{i6} V_6(Z_6)$$

「その行為を行わない」場合は、社会的に発覚する確率、発覚しない確率というものはないから、これがそのまま期待効用になるといえる。

$$EU_i^n = NU_i^n = \omega_{i4} V_4(Z_4) + \omega_{i5} V_5(Z_5) + \omega_{i6} V_6(Z_6) \quad (2)$$

〔期待効用の比較による意思決定〕

ここまでで、倫理に反するある行為を行う場合の期待効用と行わない場合の期待効用が定式化されたため、個人の意思決定の問題を論ずることができる。

ステージiの道徳性発達段階にある個人が、効用 U をもたらすような倫理に反するある行為をするか、しないか、という意思決定をする場合、「その行為を行う」場合の期待効用と、「その行為を行わない」場合の期待効用を比較して、前者の方が大きければ、「その行為を行う」ことを選択し、後者の方が大きければ、「その行為を行わない」ことを選択する。

$$EU_i^d > EU_i^n \Leftrightarrow EU_i^d - EU_i^n > 0 \Rightarrow \text{「その行為を行う」} \quad (3)$$

$$EU_i^d < EU_i^n \Leftrightarrow EU_i^d - EU_i^n < 0 \Rightarrow \text{「その行為を行わない」} \quad (4)$$

これで、図表2の構造の構成要素がすべて定式化され、道徳性発達理論に基づく合理的意思決定モデルの全体が示された。

[モデルの分析とインプリケーションの導出]

(3) 式を書き換えると、次のようになる。

$$p(U - w_{i1}L_1(s_1) - w_{i2}L_2(s_2) - w_{i3}L_3(s_3) - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)) \\ + (1-p)(U - w_{i4}L_4(s_4) - w_{i5}L_5(s_5) - w_{i6}L_6(s_6)) > \omega_{i4}V_4(Z_4) + \omega_{i5}V_5(Z_5) + \omega_{i6}V_6(Z_6) \quad (5)$$

ステージiの道徳性発達段階にある個人が、意思決定問題(M)に直面したときに、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」という意思決定をする場合、(5)式のように、「その行為を行う」場合の期待効用の方が、「その行為を行わない」場合の期待効用よりも大きくなる不等号の向きとなっている。この不等号の向きが反対になるように、倫理に反するある行為の効用 U 、徳性発達段階の各ステージの道徳性に関係する不効用の原因 s_j 、道徳性発達理論に基づく純効用計算上のウェイト係数 w_{ij} と ω_{ij} 、社会的に発覚する確率 p 、倫理を守ったことの価値を与える個人の内面的な原因 Z_j の各変数を変化させることで、個人が、倫理に反するある行為を行わないように、「もっていくことが」できる。

したがって、社会全体の観点から、社会全体の利益や、社会秩序の維持安定のための社会統制を考えた場合、上記の(5)式によって、社会政策的に、ある個人が、倫理に反するある行為を行わないようにするためには、どうしたらよいかという問題に対して、一般的な方策あるいは政策の方向性を導き出すことができる。

(1)式と(2)式の偏微分を計算することで、各変数の変化が、個人の合理的意思決定に及ぼす影響を明らかにすることができるから、その偏導関数の不等号にしたがって、定性的な一般的な方策を議論することができる。

(1)式の U 、 s_j 、 w_{ij} 、 p に関する偏導関数は次の通りである。

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial U} = 1 > 0$$

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial s_j} = -pw_{ij} \frac{dL_j(s_j)}{ds_j} < 0, \quad j=1,2,3$$

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial s_j} = -w_{ij} \frac{dL_j(s_j)}{ds_j} < 0, \quad j=4,5,6$$

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial w_{ij}} = -pL_j(s_j) < 0, \quad j=1,2,3$$

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial w_{ij}} = -L_j(s_j) < 0, \quad j=4,5,6$$

$$\frac{\partial EU_i^d}{\partial p} = -w_{i1}L_1(s_1) - w_{i2}L_2(s_2) - w_{i3}L_3(s_3) < 0$$

(2) 式の Z_j 、 ω_{ij} に関する偏導関数は次の通りである。

$$\frac{\partial EU_i^n}{\partial Z_j} = \omega_{ij} \frac{\partial V_j(Z_j)}{\partial Z_j} > 0, \quad j = 4, 5, 6$$

$$\frac{\partial EU_i^n}{\partial \omega_{ij}} = V_j(Z_j) > 0, \quad j = 4, 5, 6$$

以上の偏導関数によって、次のことがわかる。

倫理に反するある行為の効用 U が小さくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。

道徳性発達段階のステージ1から3までの道徳性に関する不効用の原因 s_1 、 s_2 、 s_3 が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。

道徳性発達段階のステージ4、5、6の道徳性に関する不効用の原因 s_4 、 s_5 、 s_6 が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。この期待効用が小さくなる程度は、不効用関数 $L_j(s_j)$ がすべての道徳性のステージで同一形であるとした場合、ステージ1から3までの道徳性に関する不効用の原因 s_1 、 s_2 、 s_3 の増加の場合よりも、大きい。

道徳性発達段階のステージ1から3までの道徳性に関するウェイト係数 w_{i1} 、 w_{i2} 、 w_{i3} が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。

道徳性発達段階のステージ4、5、6の道徳性に関するウェイト係数 w_{i4} 、 w_{i5} 、 w_{i6} が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。この期待効用が小さくなる程度は、不効用関数 $L_j(s_j)$ がすべての道徳性のステージで同一形であるとした場合、ステージ1から3までの道徳性に関するウェイト係数 w_{i1} 、 w_{i2} 、 w_{i3} の場合よりも、大きい。

社会的に発覚する確率 p が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行う」ことの期待効用は小さくなる。

倫理を守ったことの価値を与える個人の内面的な原因 Z_j が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行わない」ことの期待効用は大きくなる。

道徳性発達段階のステージ4、5、6の道徳性に関するウェイト係数 ω_{i4} 、 ω_{i5} 、 ω_{i6} が大きくなれば、倫理に反するある行為について、「その行為を行わない」ことの期待効用は大きくなる。

次に、ある個人の道徳性発達段階が上昇した場合、すなわち、道徳性ステージが i から $i+1$ に上昇することが、倫理に反するある行為に関して「その行為を行う」ことの期待効用に与える影響を分析すると次のようになる¹¹⁾。道徳性発達理論に基づく純効用計算上のウェイト係数 w_{ij} と ω_{ij} の構造 W と Ω および純効用関数によって、個人の道徳性ステージが上昇すると、倫理に反する行為をすることの期待効用が減少するように、より上位の道徳性に関係する（倫理に反する行為をすることの）不効用の原因が生じるようになり、同時に、倫理に反する行為をしな

いことの期待効用は増加するように、より上位の道徳性に関係する（倫理に反する行為をしないことの）効用の原因が生じるようになり、これらが相乗的に作用することで、不正が抑制される方向に働くことがわかる。

この非倫理的意思決定問題に対する道徳性発達理論に基づく合理的意思決定モデルは、道徳性発達理論に基づく倫理の枠組みにおいて、個人の倫理の素養を養い倫理の水準を高めること（倫理観を高めること、高い倫理観を持つこと）で、なぜ、そして、どのようにして、非倫理的行为が抑制されるのかということのメカニズムを説明するモデルであると言える。

[モデルのインプリケーション]

以上で、社会の中に存在する個人が、倫理に反するある行為を、するか、しないかの意思決定をする場合の、道徳性発達理論を前提にした合理的意思決定モデルの構築とそのモデル自体の分析が終わった。

倫理に反する行為を抑制するための方策の考察に対して、このモデルが与えるインプリケーションをまとめると次のようになる。

法律上の刑事罰の内容を厳しくすると、不法行為の発生は抑制される。

法律上の民事責任の内容を厳しくすると、不法行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為に関して、会社などの組織内における、職業、地位、処遇、待遇の処分の内容を厳しくすれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為に関して、会社などの組織内における、個人の名誉上に関わる処分の内容を厳しくすれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為に関して、社会の見る目の厳しさ、社会的批判・非難、道徳的非難、倫理上・道義上の責任などを大きくすれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

上記の、個人の名誉上に関わる処分や、社会的批判・非難によって、本人の名声、評判、評価、人望、信頼、経歴や名誉に傷がつく度合いが大きくなれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為に関して、それを行った個人だけではなく、その個人の親族等が受ける社会的非難、道義的責任などを大きくすれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理観・倫理水準が高い個人については、倫理に反する行為をすることへの倫理的後悔・良心の呵責、罪悪感をさらに高めるようにすることができれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為に関して、倫理に反する行為を行ってもたらされる効用を小さくすることができれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反する行為について、それが発見される確率が高まれば、当該倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理に反するある行為が、法律に違反する行為である場合は、司法上の摘発率を高めると、当該倫理に反する行為の発生は抑制される。

倫理観・倫理水準が高い個人については、倫理に反する行為をしないことの価値、倫理観を

守ることの価値をさらに高めるようにすることができれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

そして、ある個人の倫理観の高さ、倫理水準、すなわち道徳性発達段階が上昇すれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。

4 会計不正の抑制

会計不正は、大きく分けて、財務諸表の粉飾と資産の横領に分類することができる。財務諸表の粉飾は、財務諸表の利用者を欺くために、会計記録や証憑書類を改ざん・偽造・変造すること、あるいは財務諸表における不実記載や意図的な除外、誤った会計基準の意図的に適用などによってなされ、経営者や上位管理者による内部統制の枠外で引き起こされることが多いといえる。これに対して、現金や物品の費消を伴う資産の横領は、従業員によって行われることが多く、比較的少額である。ただし、経営者や上位管理者が関与する場合には、比較的多額になる場合もある¹²⁾。

会計不正を誰が行うかという点では、経営者、上位管理者、その他従業員といった分類が考えられる。加えて、不正自体が単独で行われる場合と、複数が共謀して行う場合がありえる。さらに共謀する場合は、企業内の者同士で共謀する内部共謀（共謀の対応によって組織的関与とも呼ばれる）と、企業内の者が企業外部の者と共謀する外部共謀の場合がある。誰が行うかという点と単独か共謀かという点を考え合わせると会計不正はさまざまなパターンがあり得ることになる。

会計不正は、会社や企業、投資家や債権者、その他、様々な関係者、ひいては社会に迷惑をかける行為であるから、会計不正がまったく存在しない状態、まったく発生しない状態が、望ましい。しかし、会計不正を行う者にとっては、何らかの目的があり、その実行によって、目的が達成されるために、現実的には、時折、会計不正の発生が観察される。4節では、こうした会計不正の発生の抑制、防止手段、抑止手段について、3節のモデルのインプリケーションを用いて考察する。

3節のモデルから、不正の発生の抑制のためには、次の方法があった。すなわち、①不正の発見確率・摘発率を向上させる、道徳性ステージ1に関して、②法律上の責任や刑事罰を厳罰化する、③会社などの社内規定や協会の会員規定あるいは法律などにおける身分・経済的な処分の規定を厳罰化する、④会社などの社内規定や協会の会員規定あるいは法律などにおける口頭注意、嚴重注意、戒告、除名処分などの名誉上の処分の規定を厳罰化する、道徳性ステージ2に関して、⑤上記の個人の名誉上に関わる処分や、社会的批判・非難という道徳性ステージ1に関する罰（サンクション）のもう一つの効果として、本人の名声、評判、社会的評価、人望、信頼、経歴に傷がつく度合が大きくなれば、倫理に反する行為の発生は抑制される。道徳性ステージ3に関して、⑥不正を犯した本人以外の家族等に対する非難を強化する、道徳性ステージ4、5、6に関して、⑦倫理に反する行為を行ったことへの倫理的後悔、良心の呵責が強くなるような倫理性を涵養する、⑧不正の効用ないしメリット自体を下げるように関係状況を変化させる、そして、⑨個人の道徳性発達段階のステージを上げることである。これらは例示に

すぎないが、これらの中には、実際に制度として行うことは困難なものが含まれている。例えば、⑤、⑥、⑧などは、制度として操作的に実行することは極めて困難であると考えられる。一方、①②③④⑦⑨については、一定の範囲内で、制度的に実行することができる。

そのような制度や制度上の取り組みを、会計不正に関して考えることで、会計不正の発生の抑制、防止手段、抑止手段について論じる。

①について、主として従業員の会計不正の発見確率・摘発率を向上させるための制度・仕組みとして、内部統制制度（内部牽制、内部監査）がある。また、経営者の会計不正の発見確率・摘発率を向上させるための制度・仕組みとして、取締役会による取締役の職務の執行の監督、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、監査役および監査役会の業務監査、会計監査による取締役の職務執行の監査などがある。これらの現在存在している制度は、それがない場合と比べて、会計不正の発見確率・摘発率を一定の水準まで高めて、会計不正の発生を抑制する効果を発揮している。そして、また新しい工夫や制度を導入することで、さらに会計不正の発見確率・摘発率を高めて、会計不正の発生を抑制することができる可能性も存在している。

②について、会計不正の法律上の責任や刑事罰については、次のようなものがある。財務諸表の粉飾については、例えば、会社法第976条による、取締役、執行役、会計監査人等の虚偽の報告に対する、計算書類、監査報告書等の虚偽記載罪（100万円以下の過料）や、金融商品取引法第197条及び第207条による、公開会社による有価証券報告書虚偽記載罪（十年以下の懲役または1000万円以下の罰金、またはこれらの併科、法人には7億円以下の罰金）などがある。

資産の横領については、例えば、刑法第253条による、業務上自己の占有する他人の物を横領した者に対する、業務上横領罪（十年以下の懲役）や、民法第703条による不当利得の返還義務、民法第709条による不法行為による損害賠償責任などがある。

財務諸表の粉飾、資産の横領といった会計不正によって、取締役等が株式会社に財産上の損害を与えた場合には、会社法第960条による、特別背任罪（十年以下の懲役もしくは千万円以下の罰金、又はこれらの併科）などもある。

公認会計士・監査法人に対しては、公認会計士法第30条と第34条の21による、財務書類の虚偽又は不当の証明についての懲戒処分または処分として、内閣総理大臣による、公認会計士への戒告、二年以内の業務の停止、登録の抹消の処分、監査法人への戒告、業務管理体制改善命令、二年以内の業務の全部もしくは一部の停止命令、解散命令がある。

これらの現在存在している刑事罰、民事責任等は、それがない場合と比べて、道德性のステージ1に関係する不効用の原因を一定の水準まで高めて、会計不正の発生を抑制する効果を発揮している。そして、さらに厳罰化をしたり、責任を重くするように法律を変更したりすれば、道德性のステージ1に関係する不効用の原因がさらに高まり、会計不正の発生を抑制することができる可能性が存在している。

③と④について、会社などの社内規定や協会の会員規定あるいは法律などにおける身分・経済的な処分の規定または名誉上の処分については、通常、企業は不正を行った従業員の処分に關する規定を設けており、また、公認会計士法第29条では、公認会計士に対する懲戒処分の種類

として、戒告、二年以内の業務の停止、登録の抹消が設けられている。これらは、③の身分・経済的な処分と④の名誉上の処分の両方を兼ねているものであるといえることができる。これらも、罰として分類すれば、道徳性のステージ1に関係する不効用の原因であり、これがあることによって、会計不正の発生を抑制する効果を発揮している。そして、さらに内容を厳しくすれば、道徳性のステージ1に関係する不効用の原因がさらに高まり、会計不正の発生を抑制することができる可能性が存在している。

⑤個人の名誉上に関わる処分や、社会的批判・非難は、道徳性ステージ1に関する罰（サンクション）に分類できるが、それを通じて、会計不正を行った本人の名声、評判、社会的評価、人望、信頼、経歴に傷がつくということは、道徳性のステージ2に関係する不効用の原因となって、会計不正の発生を抑制する効果をもたらす。したがって、個人の名誉上に関わる処分の内容を厳しくすると、上記の④による、道徳性のステージ1に関係する不効用の原因の増加とともに、道徳性のステージ2に関係する不効用の原因も増加して、会計不正の発生をさらに抑制する方向に作用する可能性が存在している。

⑦と⑨は、個人の倫理に関するものであり、倫理教育が関係しているといえる。コールバーグ理論では、道徳性の発達を促す基本的条件は、役割取得の機会と道徳的価値観の認知的葛藤の経験とされると先に述べた。道徳性の発達を促すためには、まず他者の観点にたって考えるさまざまな経験が与えられること、すなわち役割取得の機会が与えられることが重要で、その中で、さまざまな立場にたって自分自身のもつ道徳的原則を適用し、認知的葛藤を経験することが個人の道徳性は発達することになる（すなわち道徳性のステージを上昇させることになる）。こうした役割取得の機会と認知的葛藤の経験を与えるために倫理教育が必要である。倫理教育の中身としては、ジレンマ議論法が有効とされていて、倫理的なジレンマを含むような問題について仲間集団で可能な解決法とその理由を論じるというものであり、現実および仮想の事例研究のアプローチをとることが多い。道徳性の発達は、年齢よりも教育を受けた年数に深く関係し、教育を止めた時点で発達が止まるとされているので、早い段階（例えば幼稚園・小学校段階）から倫理教育の年数を重ね、社会に出てからも継続することが必要である。

社会に出てからの倫理教育は、会社内で実施される倫理教育が中心的な役割を果たすといえる。内部統制制度においては、不祥事を未然に防止する組織における気風すなわち企業文化の構築が重要とされるが、そのために、経営トップによる基本姿勢の社内外への表明、担当役員の任命や担当部署の充実、企業倫理ヘルプラインの機能強化などと同時に、役員を含む階層別・職種別の倫理教育・研修の充実が求められる。内部統制制度の構築は、不正の発見確率・摘発率を向上させると同時に、社員個人の道徳性のステージを発達させることにも寄与するものといえる。

なお、留意すべき点は、道徳性の発達は、倫理的問題を「どう判断するか」の枠組みを提供するものであって、倫理的問題に直面したときに実際に「どう行動するか」を規定するものではないということである。倫理的・道徳的行動は、年齢・発達よりも、状況要因の規定性が強いといえる。その意味では、ジレンマ議論法の強みは、事例を通してさまざまな状況を想定することができることと、とるべき行動を決定するまでの過程を経験できることにあるともいえる。

る。つまり、会計不正を抑制するために、さまざまな会計不正の状況について事例を通して経験できるという強みである。

また、多くの企業、会社では社内規定で倫理規定等が設定され、倫理に関する研修等も継続的、反復的に行われている。また、日本公認会計士協会では、倫理諸則として、「倫理規則」、「独立性に関する指針」、「職業倫理に関する解釈指針」が設定されている。このような、社員、従業員、会員等の個人の倫理観を高揚させるための取組みは、それがない場合に比べて、個人の倫理観を高めるものと考えられ、⑨の個人の道徳性発達段階のステージを上げることによって、会計不正の発生を抑制するものであると考えられる。したがって、そのような取組みの量や質をより良いものにしていくことができれば、社員、従業員、会員等の倫理教育によって、会計不正の発生をさらに抑制することができる可能性が存在している。

5 おわりに

本稿では、会計倫理研究の基礎理論として用いられることの多い道徳性発達理論を基礎として、個人の合理的意思決定モデルを構築し、このモデルから推察できる倫理に反する行為を抑制するための方策を示した。その抑制手段は、厳罰化や摘発率を高めること、道徳性を高めることなど当然といえば当然の結果であるが、そのことがモデルによって確認されたことは意味あることである。そのうえで、このモデルが、会計不正を抑制する手段としての倫理の重要性を示す1つのモデルとして機能することも示すことができた。

今後の課題としては、モデルを精緻化し、会計不正の具体事例や仮想事例を、本稿のモデルを使いながら分析してみることも重要である。例えば、本稿では、倫理に反する行為を行った場合に、それが発覚するか、発覚しないかの2つの結果しかなかったが、実際には、警察に摘発されるか、されないか、起訴されるか、されないか、有罪になるか、無罪になるか、有罪なら、どのような量刑か、というように複数の経路が想定されるはずである。そのようなことを考慮するモデルの精緻化、あるいはモデルを適切な範囲でより現実的にする作業を行うことが、一つの課題となりうる。

本稿で構築したモデルは、道徳性発達理論に基づく倫理の枠組みにおいて、個人の倫理観が非倫理的行為の発生を抑制するメカニズムを説明するモデルであり、本稿では、そのモデルによって、不正の発生の抑制（防止・抑止）のために、倫理が果たす役割を明らかにした。しかし、本稿のモデルによっては、倫理の必要性は必ずしも明らかになったとはいえない。したがって、倫理の必要性を明らかにするモデルの構築が今後の課題である。

また、道徳性の発達を促すための倫理教育の重要性を示す別のモデルの構築も目指したい。本稿では道徳性の発達を促すことが不正の抑制につながることを示したが、道徳性の発達が、倫理教育によってなされることを考えると、具体的に、会計の実務の現場や会計の教育の現場で、どうすれば道徳性のステージを上げることができるかを考える必要がある。モデルとは別に、具体的な教育手法の開発も視野に入れた研究を今後は展開していきたいと考えている。

脚注

- 1) 日本公認会計士協会〔2010〕「経営研究調査会研究報告第40号 上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」11-12頁。
- 2) 倫理と道徳の関係については諸説あるが、本稿では、倫理は道徳の理論であり、道徳は倫理の実践という理解に基づいて議論を進める。倫理・道徳は、理論面、実践面の両方を含んだ意味として用いている。
- 3) 佐藤守弘編纂〔1984〕『現代社会学辞典』有信堂高文社、214-215頁。なお、サンクションには非難、軽蔑、あざけり、刑罰等の否定的なサンクションと賞賛などの肯定的サンクションがあるが、本稿では特に指定しない限り否定的サンクションを念頭において議論をしている。
- 4) 佐藤編〔1984〕上掲書、215頁。
- 5) 森岡清美他編〔1993〕『新社会学辞典』有斐閣、606-607頁。
- 6) 宝月誠著〔2004〕『逸脱とコントロールの社会学』有斐閣アルマ、38-43頁。
- 7) 小寺正一、藤永芳純編〔2001〕『新版 道徳教育を学ぶ人のために』世界思想社、69-71頁。
- 8) 山岸明子著〔1995〕『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』風間書房、15-25頁。
- 9) 良心の呵責や後悔のような個人の内面の感覚の段階で不効用のような個人の内面の感覚と区別がつかないという可能性もあるが、本稿のモデルでは、表現形式は容易に変更可能であることを前提にして、形式上このような取扱いをすることとする。
- 10) この設定は、モデルの定性的な結論に影響を与えない。
- 11) ある個人の道徳性発達段階が上昇した場合、すなわち、道徳性ステージが i から $i+1$ に上昇することが、倫理に反するある行為に関して「その行為を行う」ことの期待効用に与える影響を示すと次のようになる。

ある個人の道徳性ステージが $i=1$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_1^d = p(U - w_{11}L_1(s_1)) + (1-p)U$$

ある個人の道徳性ステージが $i=2$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_2^d = p(U - w_{21}L_1(s_1) - w_{22}L_2(s_2)) + (1-p)U$$

ある個人の道徳性ステージが $i=3$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_3^d = p(U - w_{31}L_1(s_1) - w_{32}L_2(s_2) - w_{33}L_3(s_3)) + (1-p)U$$

道徳性ステージが1 から 3 までの間の道徳性ステージの上昇については、係数 w_{ij} も含めた不効用関数の項はマイナスの項となっているから、他を一定にして、道徳性ステージが上昇するほど、「その行為を行う」ことの期待効用は単調に減少していく。

ある個人の道徳性ステージが $i=4$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_4^d = p(U - w_{41}L_1(s_1) - w_{42}L_2(s_2) - w_{43}L_3(s_3) - w_{44}L_4(s_4)) + (1-p)(U - w_{44}L_4(s_4))$$

ある個人の道徳性ステージが $i=5$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_5^d = p(U - w_{51}L_1(s_1) - w_{52}L_2(s_2) - w_{53}L_3(s_3) - w_{54}L_4(s_4) - w_{55}L_5(s_5)) + (1-p)(U - w_{54}L_4(s_4) - w_{55}L_5(s_5))$$

ある個人の道徳性ステージが $i=6$ のときの「行う」ことの期待効用は次のようになる。

$$EU_6^d = p(U - w_{61}L_1(s_1) - w_{62}L_2(s_2) - w_{63}L_3(s_3) - w_{64}L_4(s_4) - w_{65}L_5(s_5) - w_{66}L_6(s_6)) \\ + (1-p)(U - w_{64}L_4(s_4) - w_{65}L_5(s_5) - w_{66}L_6(s_6))$$

道徳性ステージが4から6までの間の道徳性ステージの上昇についても、 w_j を含めた不効用関数の項はマイナスの項となっているから、他を一定にして、道徳性ステージが上昇するほど、「その行為を行う」ことの期待効用は単調に減少していく。特に、道徳性ステージが4から6までの間の道徳性ステージの上昇については、その行為を行ったことが社会に広く発覚しない場合であっても、自己の内面から生じる、良心の呵責・倫理的・道徳的な後悔の不効用が生じるため、ステージが1から3までの間の道徳性ステージの上昇の場合よりも、「その行為を行う」ことの期待効用の減少幅が大きくなっていることがわかる。

同様に、ある個人の道徳性発達段階が上昇することが、倫理に反するある行為に関して「その行為を行わない」ことの期待効用に与える影響を示すと次のようになる。

ある個人の道徳性ステージが $i=1, i=2, i=3, i=4, i=5, i=6$ のときの「行わない」ことの期待効用は、それぞれ、順に、次のようになる。

$$EU_1^n = 0 \\ EU_2^n = 0 \\ EU_3^n = 0 \\ EU_4^n = \omega_{44}V_4(Z_4) \\ EU_5^n = \omega_{54}V_4(Z_4) + \omega_{55}V_5(Z_5) \\ EU_6^n = \omega_{64}V_4(Z_4) + \omega_{65}V_5(Z_5) + \omega_{66}V_6(Z_6)$$

道徳性ステージが1から3までの間の道徳性ステージの上昇については、「その行為を行わない」ことの期待効用は0のまま変わらないが、道徳性ステージが4に達した後は、も含めた倫理を守ることの効用関数の項はプラスの項となっているから、他を一定にして、道徳性ステージが上昇するほど、「その行為を行わない」ことの期待効用は単調に増加していく。

したがって、以上の論証によって、個人の道徳性ステージが上昇すると、倫理に反する行為を行うことの期待効用は減少することで、不正が抑制される方向に動き、同時に、個人の道徳性ステージが上昇すると、倫理に反する行為を行わないことの期待効用は増加することで、不正が抑制される方向に作用することがわかる。

12) 日本公認会計士協会〔2010〕前掲資料、7-10頁。

参考文献

- 秋葉弘哉〔1993〕『犯罪の経済学』多賀出版。
- 大西文行編著〔1991〕『新・児童心理学講座第9巻 道徳性と規範意識の発達』金子書房。
- 小寺正位置、藤永芳純編〔2001〕『新版道徳教育を学ぶ人のために』世界思想社。
- 佐野安仁、吉田謙二編〔1993〕『コールバーグ理論の基底』世界思想社。
- 佐藤守弘編纂〔1984〕『現代社会学辞典』有信堂高文社。
- 宝月誠著〔2004〕『逸脱とコントロールの社会学』有斐閣アルマ。
- 田中慎一〔2008〕「公認会計士・監査法人の法定監査における不正の抑止に関する一考察」『法学論集』、西南学院大学、40(3・4):1-24。
- 森岡清美他編〔1993〕『新社会学辞典』有斐閣。
- 山岸明子著〔1995〕『道徳性の発達に関する実証的・理論的研究』風間書房。

日本公認会計士協会〔2010〕「経営研究調査会研究報告第40号 上場会社の不正調査に関する公表事例の分析」。

日本公認会計士協会〔2010〕「職業倫理に関する解釈指針」。

日本公認会計士協会〔2011〕「独立性に関する指針」。

日本公認会計士協会〔2010〕「倫理規則」。

Becker, Gary S. [1962] "Irrational Behavior and Economic Theory," *Journal of Political Economy*, Vol70(1):1-13.

Becker, Gary S. [1968] "Crime and Punishment: An Economic Approach," *Journal of Political Economy*, 76 (2):169-217.

Kohlberg, L. & Higgins, A. [1985] *Moral Stages and Moral Education*. (ローレンス・コールバーグ、アン・ヒギンズ著、岩佐信道訳 [1987]『道徳性の発達と道徳教育』広池学園出版部。)

Rest, J.R. [1979] *Development in Judging Moral Issues*, University of Minnesota Press.

Rest, J.R. [1986] *Moral Development: Advance in Research and Theory*, Praeger.

なお、本稿は2013-2015年科学研究費基盤研究（C）「内部統制監査制度の理論・規範・実証・実験分析」（課題研究番号25380627）の研究成果の一部に依拠している。

